

(別紙 1－11 かたくちいわし瀬戸内海系群)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 及び第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山口県かたくちいわし漁業（瀬戸内海系群）

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲量の知事管理区分への配分の基準

全量を山口県かたくちいわし漁業（瀬戸内海系群）に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

- 1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。
- 2 資源管理基本方針の別紙 2－49 かたくちいわし瀬戸内海系群（ステップアップ管理対象資源）の第 8 の 2 の規定が、山口県かたくちいわし漁業（瀬戸内海系群）の操業実態及び資源管理の取組を踏まえた形で実行されるよう国との情報共有及び意思疎通に万全を期す。